

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十二号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課・秘書課（略） 人事課 一一一（略）</p> <p>一二・一三（略） 行政管理課（略） 職員給与課 一一三（略）</p> <p>四 広島県特別職報酬等審議会に関する こと。</p> <p>五（略） DX推進課―研究開発課（略） 二―五（略）</p>	<p>（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課・秘書課（略） 人事課 一一一（略）</p> <p>一二 広島県特別職報酬等審議会に関する こと。</p> <p>十三・十四（略） 行政管理課（略） 職員給与課 一一三（略）</p> <p>四（略） DX推進課―研究開発課（略） 二―五（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。